

まえばし

水道局だより



イメージキャラクター「タンク君」

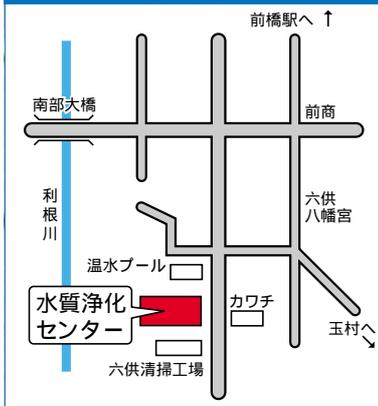
第2号

平成15年(2003年)8月15日 前橋市水道局発行

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/maesui/>



案内図



出かけよう!!
水質浄化センター
施設開放

9月7日(日)
午前9時30分～午後4時

九月十日は「下水道の日」です。

そこで、水道局では、下水道をより理解していただくため、水質浄化センターの一般開放を行います。

当日は、普段見ることのできない水処理施設地下の「管廊探検」、汚れた水がきれいになるまでの行程をわかりやすいクイズ形式で楽しめる「クイズスタンプラリー」、汚れた水をきれいにする「活性汚泥の顕微鏡観察」のほか、ゴーカートやメダカのプレゼントなどのイベントを予定しています。

前橋水質浄化センター

昭和三十七年に処理能力一日約二万八立方メートルで運転を開始しました。その後、施設の増設を重ね、現在は一日約八万四千二百立方メートルの処理能力となっています。

平成八年に環境に配慮した汚泥溶融施設が稼働し、下水処理過程で発生する汚泥を約一四〇〇度で溶融し、資源として有効利用しています。

221 7524へ。
：問い合わせは下水道施設課

旅する水のお医者さん

9月10日は「下水道の日」です。「下水道 旅する水のお医者さん」を推進標語に運動が展開されます。下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化など公衆衛生上、わたしたちの生活に欠かすことができません。また、川をきれいにするためにも、なくてはならないものです。本市では、快適で住みよい生活環境づくりのために、効率的な下水道事業を積極的に進めていきます。



快適な環境をいつまでも

わたしたちは、毎日の生活の中でたくさん水を使っています。家庭から流れ出る食器を洗った水、洗濯やふろの水、工場から出る排水など、汚れた水がそのまま川に流れ込むと、清流も魚のすめない川になってしまいます。

下水道は汚れた水を集め、きれいな水に処理してから川へ戻すことで、自然環境を守る役割を果たしています。下水道の整備で、わたしたちの生活は、より清潔で快適なものになります。

みんなの下水道を守ろう

下水道をいつまでも良好に維持するため、次のことに気をつけましょう。

油類を流さない

オイル類や家庭の食用油は下水道管に付着して流れを悪くします。下水道には絶対に流さないでください。

排水ますを清掃する

台所のゴミは下水道管に流さないでください。管が詰まる原因になります。ゴミは収集日に集積所へ出しましょう。宅内の「排水ます」には油類や細かいゴミがたまるので、半年に一回清掃してください。

水洗便所の改造工事に奨励制度

下水道が使用できる区域では、くみ取り便所を三年以内に水洗便所に

改造し、また、浄化槽はできるだけ早く公共下水道に接続しなければなりません。こうした工事に対し、無利子で分割納付する奨励制度（工事費一件につき百万円以内）がありますので、ぜひご利用ください。

期間は、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事が四十八カ月、浄化槽を廃止して直接下水道へ流す工事が三十カ月です。なお、奨励工事を申し込む際には、水道局ならびに指定工事店へ申し込んでください。

工事は市の指定工事店へ

公共下水道への接続工事の依頼は、市の指定を受けた下水道排水設備指定工事店にご相談ください。

また、私道に下水道管を敷設しないと公共下水道が使えない家庭は、下水道建設課（☎890 3063）へご相談ください。

下水道に接続したら届け出を

下水道に接続した場合には、水道局へ届け出をしてください。この届け出が済むと使用料金が掛かりますので、「水道使用量等のお知らせ」の下水道使用料の欄をご確認ください。届け出がなく、後で接続が発見された場合には、使用料金をまとめて請求いたしますので、十分にご注意ください。

…問い合わせは下水道管理課 ☎890 3074へ。

下水道 旅



(社)日本下水道協会主催
第42回下水道の日「下水道いろいろコンクール」
入選作品(中学生の部)
木瀬中 斉藤 響子さん

下水道整備と受益者負担金・ 分担金について

どうしてかかるの？

下水道の建設費用には、国からの補助金や起債(借入金)のほか市民の皆さんが負担する税金も含まれています。しかし、下水道は道路や公園などの誰でも利用できる一般の公共施設と異なり、整備された地域の人だけが利用できる施設です。そのため、税金だけで下水道を整備することは、下水道が利用できる地域の人との間に負担の公平を欠くこととなります。そこで、下水道により利益を受ける人に建設費の一部を負担してもらうのが、受益者負担金と分担金の制度です。この制度は法律に基づき定められたもので、下水道を計画的に整備するために大きな役割を果たしています。

受益者負担金とは

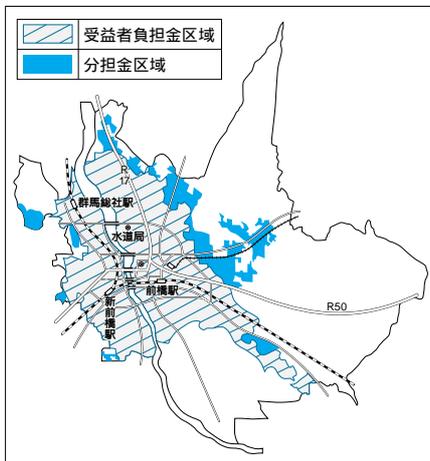
本管の工事が終了し、下水道が利用できるようになった市街化区域内(下図の▨部分)のすべての土地にかかります。負担金額は、地域によって異なりますが、最新のものは一平方メートルあたり三六三円です。一度負担金を支払った土地は、所有者の変更等があっても、再度負担金がかかることはありません。

分担金とは

下水道が利用できるようになった市街化調整区域内(下図の部分)の土地で、取付管を設置した宅地にかかります。分担金額は、取付管一カ所につき三十万円です。

下水道が整備されると

家庭や工場から出る汚水が付近の道路側溝にじかに流れることがなくなり、



トイレの水洗化が可能になるなど、身近な生活環境が改善されるだけでなく、河川などの水質保全に役立ちます。私たちの生活に欠かせない下水道整備に、「ご理解と協力をお願いします。」

90 3063へ。
…問い合わせは下水道建設課 ☎8



直結給水拡大ってなんだ？

水道局では、きめ細かなサービスの向上に努めています。その一環として、直結給水の拡大があります。

水道水の給水方式には、受水槽にいったん水をためてから給水を

する受水槽方式と、受水槽を経由せずに直接配水管の水圧を利用し蛇口まで給水する直結給水方式があります。

前橋市では、従来、二階建てまでの建物には、直結給水方式で給水し、三階建て以上の建物には、貯水槽水道(受水槽・高置水槽)を設置していただき給水していました。

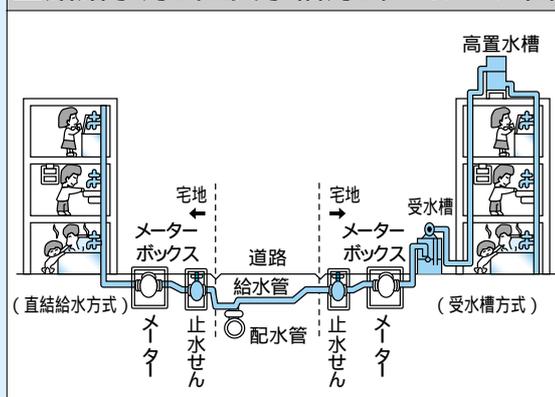
しかし、給水サービスの向上を図るため、平成十三年十月一日から三階建ての建物まで条件付きで直結給水を拡大しました。

このことにより、受水槽を経由しないで直接給水を行うことで、より安定した衛生的な水を供給できます。また、工事費や衛生管理費、維持管理費などが節約でき、ポンプ等を使用しないため省エネ効果もあります。さらに不用になった受水槽のスペースを有効利用することもできます。

なお、新たに直結給水をする場合には水道局との協議が必要となります。

…問い合わせは水道業務課 ☎890 3037へ。

直結給水方式と受水槽方式のイメージ図



災害にそなえて



九月一日は、「防災の日」です。水道局では、いつ襲ってくるかわからない地震などの災害に備えて、災害に強い水道をめざした施設整備を積極的に進めています。

災害に強い施設づくり

埋めてから長い年月のたつた水道管は、折れやすくなっていることがあります。水道局では地震による被害を最小限に抑えるため管の接続部分が伸縮する材料を使用したり、地震に強い丈夫な管へ計画的に取り替えています。



水道管の取り替え工事

飲料水の確保について

前橋市内には、災害に対する備えとして耐震型循環式飲料水貯水槽が、学校の校庭の地下などに設置されています。この貯水槽は、いつもは水道管の一部として水が流れていますが、水道管の破綻な

どの異常を感知したとき、自動的に非常用の水をたくわえる仕組みになっています。一基で三万三千人の飲料水一日分をたくわえることができ、現在市内の七カ所（若宮小学校、桃井小学校、消防本部、元総社南小学校、城南小学校、前橋ひろせ老人福祉センター、桂萱中学校）に設置されていて緊急時に備えています。



貯水槽案内看板

また、水道局には、容量二千リットルと四千リットルの給水タンク車が各二台あり、緊急時に迅速な飲料水の供給ができます。

災害が起きた後を考えて

防災意識の向上と災害時に速やかに対応できるよう、市では、防災関係機関や市民の協力のもと、毎年防災訓練を行っています。

また、災害が発生した場合に、お互いに援助しあう協定を他市の水道事業者等と結び相互応援体制をつくっています。

水道局では、今後も更に充実した備えで、皆さんの生活に欠かせない飲料水を届けていきます。

問い合わせは水道整備課 ☎ 890 3033へ。

水道局職員を装う

訪問者に注意を！

職員を装った訪問者が各家庭を訪れ、トラブルが発生する事例が増えています。水道局では、浄水器のあっせん・販売や水道管・排水管・汚水ますの清掃のあっせんは行っていません。また、依頼がない限り、各家庭や事業所へ立ち入り検査をすることもありません。

水道局の職員は「職員証」を持っています。必ず確認してください。

問い合わせは水道局総務課 ☎ 890 3011へ。



伝言板

もっと詳しいことが知りたい方は水道局のホームページを、ぜひ、ご覧ください。アドレスは、表紙のとおりです。

水道局だよりで特集してほしい内容などをお寄せください。

総務課 ☎ 890-3011

お問い合わせ・ご相談は 連絡先：前橋市水道局 前橋市岩神町三丁目13番15号

水道料金・下水道使用料や支払い方法について	(株)ジーシー-自治体サービス 前橋センター(水道局内)	☎890-3300
水道の使用量や検針について		
水道の使用開始・中止の申込み		
道路上の漏水を見つけたとき	水道整備課	☎890-3033
赤水やにごり、水の出が悪いとき		
水道水の水質について	浄水課	☎231-3075
家庭内の水道設備については、直接水道局指定の業者へ (業者がわからない場合は、お問い合わせください)	水道業務課	☎890-3037
下水道の受益者負担金・分担金について	下水道建設課	☎890-3063
下水道がつまったとき	下水道管理課	☎890-3072

漏水などの緊急の場合は、夜間・休日も受け付けています ☎234-5511(代表)